

## 「骨折・骨粗鬆症予防対策」 業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

「骨折・骨粗鬆症予防対策」業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

### 3 業務目的

本県においては、女性のやせ割合が高く、将来的に骨粗鬆症が増加する可能性を抱えている。そのため、骨密度が低下し始める閉経前後の40～50歳代女性ややせ割合が高い世代の理解を深め、将来の骨粗鬆症や骨折の予防につながる対策に取り組む必要がある。

本業務は、モデル市（福井市）において、骨密度や生活習慣の実態等を把握し、骨粗鬆症の要因や予防に効果がある行動などを分析することで、本県における骨折・骨粗鬆症予防対策の一助とする。

また、分析結果を踏まえた啓発資材を作成し、保健事業等に活用することで、全県下で効果的に対策を行うことを目指す。

### 4 業務内容

発注者と協議の上、次に掲げる業務を行うこと。

#### (1) 骨粗鬆症関連データ収集に関する業務

調査対象者（20人程度）を選定し、対象者の生活状況に関するデータを収集し、骨密度と生活状況の関係を把握する。

##### ① 調査対象者の選定

ア モデル市における骨粗鬆症検診会場において、骨密度の測定値（YAM値）が80%以上の女性および70%未満の女性で、調査協力に同意が得られた方を対象とする。選定に当たっては、骨粗鬆症検診の会場において、検診機関と調整の上、測定値から対象となる住民に、調査の目的や内容等を説明の上、同意を得ること。

イ 骨粗鬆症治療を受けている患者のうち、骨密度が顕著に改善した方等を県と医療機関等で協議の上、対象者を選定する。

ウ その他、対象者選定について有効な方法があれば提案し、県と協議の上で決定、実施する。

##### ② 調査対象者からのデータ収集

選定した対象者について、インタビュー形式で生活習慣等のデータを収集する。収集するデータは、下記の項目を想定しており、県と協議の上で決定する。

データ収集のための調査を行う場所は、対象者と相談の上で調整することとする。

（収集する情報の想定）

- ・身体状況（身長、体重の推移等）
- ・幼少期から現在までの生活状況
- ・職歴

- ・病歴、治療状況
- ・妊娠、出産歴
- ・身体活動状況（日常の家事動作や運動実施状況等）
- ・食生活 等

③ データ分析業務

収集したデータから、骨密度の改善策やモデルとなる生活習慣の検討につながるよう、分析手法を検討の上で分析を行う。分析を行う際は、有識者等に助言を得ながら実施すること。

(2) 啓発資材等の作成に関する業務

(1) で得られた分析結果を踏まえた、骨折や骨粗鬆症を予防するための住民向けの啓発資材および保健指導実施者向けの保健指導のポイントの示した資材を作成する。啓発資材については、分析結果を反映した内容とし、生活習慣のモデル事例や食事、運動、検診や治療継続の必要性等を記載した内容のものを1,000部程度作成することとする。

あわせて、啓発資材は、県民に対しどのような訴求効果をもたらすかについての検証を行った上で作成するとともに、掲載内容、デザイン、周知方法などの比較により、資材の活用方法について提案を行うこと。

なお、検証については、特定のバイアスにより結果の偏りが出ないように配慮するとともに、客観的な評価が可能である方法を検討すること。

5 業務実施体制

本委託業務の全体を指揮する業務責任者を配置すること。また、事故やトラブル、苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに県に報告すること。

6 計画書

受託者は、県に対し、業務実施前に業務計画を提出すること。

7 報告書

受託者は、県に対し、業務終了後に速やかに実績報告を提出すること。

8 成果品の使用について

- ・本業務の実施により生じた成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）ほか一切の権利は原則として県へ帰属するものとし、制作者は著作者人格権を行使しないものとする。ただし、成果物の内容によっては、県と受託者が協議の上で決定する。
- ・本業務の実施による成果物は映像、画像等の著作権上の権利を済ませた上で納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、福井県は責任を負わない。

## 9 その他

契約書および本仕様書に定めのない事項またはこの仕様書に疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者が協議して定めるものとする。